

地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員住居手当規程

制定 平成20年4月1日 規程第76号

最近改正 平成24年1月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）第18条の規定による住居手当の支給について定めるものとする。

(支給範囲)

第2条 職員が扶養親族の借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている場合は、当該職員が給与規程第18条第1項第1号に規定する自ら居住するため住宅を借り受けたものとみなす。

2 前項に定める場合を除き、住宅を借り受けた者とその借受けに係る住宅を共同して使用している職員及び父母（養父母を含む。以下同じ。）又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5条の第1項において同じ。）の父母が居住する住宅の一部をこれらの者から借り受けてこれに居住している職員は、家賃の全部又は一部を事実上負担している場合においても、給与規程第18条第1項第1号の職員たる要件を具備している職員には該当しないものとする。

3 削除

(住居手当の支給制限)

第3条 住居手当は、次に掲げる職員に対しては支給しない。

- (1) 職員が同一住宅に居住する場合にあっては、そのうち1人を除いた他の職員
- (2) 大阪市職員で職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）に規定する住居手当（以下「市の住居手当」という。）の支給を受けている者と同一住宅に居住する職員
- (3) 職員が職員又は大阪市職員である配偶者と同一住宅に居住しない場合にあっては、当該配偶者が市の住居手当の支給を受けている職員

(手当月額)

第4条 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 給与規程第18条第1項第1号の職員のうち、月額11,500円以下の家賃を支払っている職員 1,500円
- (2) 給与規程第18条第1項第1号の職員のうち、月額11,500円を超え21,500円までの家賃を支払っている職員 家賃の月額から10,000円を控除した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (3) 給与規程第18条第1項第1号の職員のうち、月額21,500円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から21,500円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,500円を超えるときは16,500円）を11,500円に加算した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 削除

(市内居住者の手当月額の特例)

第5条 大阪市内の住宅に居住している職員で、前条第3号に掲げる者に対する前条の規定の適用については、同条第3号中「16,500円」とあるのを「19,000円」とする。

2 削除

(家賃の算定の基準)

第6条 家賃には、次の各号に掲げるものは含まれないものとする。

- (1) 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- (2) 電気、ガス、水道等の料金
- (3) 団地内の児童遊園、外灯その他の共同利用施設に係る負担金
- (4) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

2 次の各号に掲げる場合における家賃に相当する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- (2) 居住に関する支払額に食費又は食費及び電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

3 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている家賃の額として取り扱うものとする。

(届出)

第7条 給与規程第19条に定める届出は、所定の住居届を理事長に提出して行うものとする。

2 前項の住居届には、契約書の写し（契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）、家賃の領収書の写し（当該領収書が作成されていない場合には、家賃に相当する金銭の支払の事実を称する書類）その他居住に関する契約関係を明らかにする書類及び住民票の写しを添付しなければならない。

- (1) 削除
- (2) 削除

3 職員は、給与規程第18条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合は、その旨を速やかに理事長に届けなければならない。

(確認及び決定)

第8条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第18条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定する。

2 理事長は、前項の規定による確認をするにあたっては、必要に応じ、職員に対し、契約書、家賃の領収書、住民票の写しその他届出に係る事項を証明するにたる書類の提示を求めることがある。

3 理事長は、第1項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居届の確認及び決定欄に記載するものとする。

(事後の確認)

第9条 理事長は、現に住居手当を受けている職員が給与規程第18条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを、随時確認するものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下施行日という。）の前日においてこの規定による改正前の住居手当規程（以下、改正前の規程という。）第4条第5項の規定の適用を受けていた職員のうち、同日において居住していた住宅に引き続き居住し、かつ、同号に掲げる職員であるもの及び当該職員との権衡を考慮して理事長が定める職員については、施行日から平成24年3月31日までの間に限り、この規程による改正後の住居手当規程第4条第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の住宅手当を支給する。

- (1) 平成22年4月から平成23年3月までの各月分 9,000円（大阪市内の住宅に居住している職員にあつては11,500円）
- (2) 平成23年4月から平成24年3月までの各月分 8,000円（大阪市内の住宅に居住している職員にあつては10,500円）

附 則

- 1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程附則第10項に規定する職員については、改正前の地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員住居手当規程第2条第3項、第4条第4号、第5条第2項及び第7条第2項第2項の規定は、平成24年12月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同規程第2条第3項中「給与規程」とあるのは「地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程附則第10項の規定によりなおその効力を有することとされる同規程による改正前の規程」と、同規程第4条第4号中「給与規程」とあるのは「地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程附則第10項の規定によりなおその効力を有することとされる同規程による改正前の規程」と、「6,500円」とあるのは「3,250円」と、同規程第5条第2項中「給与規程」とあるのは「地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程附則第10項の規定によりなおその効力を有することとされる同規程による改正前の規程」と、「6,500円」とあるのは「3,250円」と、「9,000円」とあるのは「4,500円」とする。